

## 指名停止措置について

### 1 指名停止措置業者名

業者名	代表者氏名	住所
有限会社 エヌエム	代表取締役 田村 源	高知県安芸市矢ノ丸1-7-19

### 2 指名停止措置期間

平成26年3月27日 ～ 平成26年6月26日 (3ヶ月間)

### 4 措置対象区域

四国森林管理局管内(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

### 3 指名停止の理由

有限会社エヌエムは、平成25年9月24日付けで四国森林管理局高知中部森林管理署長と契約した「保安林整備事業(明許外)(宇筒舞山88ろ林小班外7本数調整伐A作業)」の請負契約において、同署長から貴社に対し、作業仕様書に基づく作業や安全作業について改善指示書を発出したが、指示した改善が行われなかったため、国有林野事業造林事業請負契約約款第43条第1項第4号の規定に基づき平成26年2月17日付けで契約解除に至った。

このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付59林野経第156号)の別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるため。

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

平成26年3月27日

四国森林管理局長 浅川 京子



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060